（様式第２号）

年　　月　　日

支援措置決定通知書

様

千葉市　　区長

住民基本台帳事務における支援措置を実施することが決定しましたので通知します。

記

１　支援措置対象者及び支援措置を求めるもの
別紙「住民基本台帳事務における支援措置申出書」のとおり

２　支援の方法

（１）　住民基本台帳法第１１条に規定する「住民基本台帳の一部の写し」から、支援措置対象者に関する事項を削除する。

（２）　支援措置対象者に係る住民基本台帳法第１２条に規定する住民票の写し等の交付請求がなされたときは、請求者に対し身分証明書若しくは関係文書の提示を求め、必要に応じて口頭で質問するなど適宜な方法により請求者及び請求理由の真実性を確認し、不当な取得がなされないよう努める。

（３）　住民基本台帳法第２０条に規定する戸籍附票の写しの交付申請がなされたときについても、（２）と同様の扱いをする。

３　支援措置期間　　年　　月　　日　から
年　　月　　日　まで

４　その他

（１）　ご本人の住民票の写し等を請求される場合でも、本人確認書類が必要になります。

（２）　支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。

（３）　支援の期間は一年です。期限到来の１か月前から延長の申出を受け付けます。その際は、警察署、配偶者暴力相談支援センターもしくは児童相談所等へ、現在の状況等について改めて相談した上でお越しください。延長申出がない場合は期限到来をもって支援を終了します。

（４）　申出書の内容（住所・連絡先等）に変更が生じた場合には、担当課にご連絡ください。

連絡先　　区市民総合窓口課
電　話　　－　　－